

空港土木工事共通仕様書

令和4年4月

国土交通省航空局

空港土木工事共通仕様書

総目次

第1編	共通編	1-1
第2編	空港編	2-1

付録

付録-1	施工状況調査一覧表	付 1-1
付録-2	空港土木工事施工管理基準及び規格値	付 2-1
付録-3	提出書類様式集	付 3-1
付録-4	制限区域内工事実施指針、除雪作業実施指針	付 4-1
付録-5	請負標準契約書	付 5-1
付録-6	土地立入り関係法令一覧	付 6-1
付録-7	建設副産物適正処理推進要綱	付 7-1

第 1 編 共通編

第1編 共通編

目 次

第1章 総 則	1-1
第2章 材 料	1-42
第3章 一般施工	1-61
第4章 土 工	1-83
第5章 無筋、鉄筋コンクリート.....	1-91

第1章 総 則

目 次

第1節 総 則	1-1
1-1-1 適 用	1-1
1-1-2 用語の定義	1-1
1-1-3 設計図書の照査等	1-5
1-1-4 施工計画書	1-5
1-1-5 工事実績データの作成、登録	1-6
1-1-6 監督職員	1-6
1-1-7 工事用地等の使用	1-7
1-1-8 工事の着手	1-7
1-1-9 工事の下請負	1-7
1-1-10 施工体制台帳及び施工体系図の作成	1-8
1-1-11 受発注者間の情報共有	1-8
1-1-12 受注者相互の協力	1-8
1-1-13 調査・試験に対する協力	1-9
1-1-14 工事の一時中止	1-10
1-1-15 設計図書の変更	1-11
1-1-16 工期変更	1-11
1-1-17 支給材料及び貸与品	1-12
1-1-18 工事現場発生品	1-12
1-1-19 建設副産物	1-13
1-1-20 監督職員による検査及び立会	1-13
1-1-21 数量の算出及び完成図	1-14
1-1-22 工事完成検査	1-15
1-1-23 既済部分検査等	1-15
1-1-24 部分使用	1-16
1-1-25 施工管理	1-16
1-1-26 履行報告	1-18
1-1-27 工事関係者に対する措置請求	1-19
1-1-28 工事中の安全確保	1-19
1-1-29 爆発及び火災の防止	1-22
1-1-30 後片付け	1-22

1-1-31	事故報告書	1-22
1-1-32	環境対策	1-23
1-1-33	文化財の保護	1-26
1-1-34	交通安全管理	1-26
1-1-35	施設管理	1-28
1-1-36	諸法令の遵守	1-30
1-1-37	官公庁等への手続等	1-32
1-1-38	作業時間	1-33
1-1-39	工事測量	1-33
1-1-40	提出書類	1-34
1-1-41	不可抗力による損害	1-34
1-1-42	特許権等	1-35
1-1-43	保険の付保及び事故の補償	1-35
1-1-44	臨機の措置	1-36
1-1-45	創意工夫	1-36
1-1-46	受注者の責任及び義務	1-36
1-1-47	主任技術者等の資格	1-36
1-1-48	受注者の異議申立書の提出	1-37
1-1-49	空港工事の留意点	1-37
1-1-50	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-39
1-1-51	情報管理体制	1-40
1-1-52	情報ネットワークの活用	1-40

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

- 1) 空港土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、空港整備工事及び空港維持修繕工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2) 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
- 4) 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非 SI単位が併記されている場合は（ ）内を非 SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書で使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「**監督職員**」とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその官職及び氏名を受注者に**通知**した者をいい、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員を総称していう。
- 2) 「**総括監督員**」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（令和元年5月 法律第16号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する**報告**等を行うとともに、主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
- 3) 「**主任現場監督員**」とは、現場監督総括業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、**立会**、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- 4) 「**現場監督員**」とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**又は**協議**で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及

び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、**立会**、工事材料の試験の実施（重要なものは除く。）を行い設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任現場監督員への**報告**を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

- 5) 「**契約図書**」とは、契約書及び設計図書を総称していう。
- 6) 「**設計図書**」とは、契約書第 1 条第 1 項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は特記仕様書の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ設計図書に含まれるものとする。
- 7) 「**仕様書**」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）
- 8) 「**共通仕様書**」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 9) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に**指示**した**書面**及び受注者が**提出**し監督職員が**承諾**した**書面**は、特記仕様書に含まれる。
- 10) 「**現場説明書**」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための**書面**をいう。
- 11) 「**入札説明書**」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した**書面**をいう。
- 12) 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。
- 13) 「**図面**」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。
- 14) 「**工事数量総括表**」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 15) 「**指示**」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を**書面**をもって示し、実施させることをいう。
- 16) 「**承諾**」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が**書面**により同意することをいう。
- 17) 「**協議**」とは、**書面**により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

- 18) 「提出」とは、契約図書で定める工事の施工に係る書面又はその他の資料を受注者が監督職員に説明し、差し出すことをいう。
- 19) 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係る事項について、書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 20) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- 21) 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 22) 「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 23) 「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果物を納めることをいう。
- 24) 「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。
- 25) 「書面」とは、手書き、印刷物等による伝達物をいい、工事帳票管理システムを用いて作成及び提出等を行ったものを有効とする。ただし、やむを得ず工事帳票管理システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。なお、書面の様式は 1-1-40 提出書類によるものとする。
- 26) 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」（平成 29 年 6 月 14 日付、航空局 航空ネットワーク部）に基づき実施しなければならない。
- 27) 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果物をいう。
- 28) 「電子成果物」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。
- 29) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 30) 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 31) 「施工状況検査」とは、契約書第 9 条の「工事の施工状況の検査」をいい、設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。
- 32) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手

方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

- 33) 「**材料検査**」とは、契約書第9条の「工事材料の試験若しくは検査」を設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験若しくは検査を行うことをいう。
- 34) 「**工事検査**」とは、検査職員が契約書の第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完成の**確認**を行うことをいう。
- 35) 「**検査職員**」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき工事検査を行うために、発注者が定めた者をいう。
- 36) 「**現場技術員**」とは、監督職員の補助業務を行うため、発注者が選任した者をいう。ただし、現場技術員は工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、**指示、承諾、協議及び確認**の適否を行う権限は有しない。
- 37) 「**同等以上の品質**」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質若しくは、監督職員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 38) 「**工期**」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 39) 「**工事開始日**」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 40) 「**工事着手**」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- 41) 「**準備期間**」とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。
- 42) 「**工事**」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 43) 「**本体工事**」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 44) 「**仮設工事**」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 45) 「**工事区域**」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
- 46) 「**現場**」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 47) 「**現場発生品**」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 48) 「**修補**」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所

を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。

49) 「SI」とは、国際単位系をいう。

50) 「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。

51) 「JEAAS規格」とは、日本アスファルト乳剤協会規格をいう。

52) 「ISO規格」は、「工業製品」と「マネジメント」の国際規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1) 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2) 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの**指示**によるものとする。

3) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 施工計画書

1) 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

(3) 現場組織表

(4) 指定機械

(5) 主要船舶・機械

(6) 主要資材

(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

- (8) 施工管理計画
 - (9) 安全管理
 - (10) 緊急時の体制及び対応
 - (11) 交通管理
 - (12) 環境対策
 - (13) 現場作業環境の整備
 - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (15) その他
- 2) 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 3) 受注者は、施工計画書を**提出**した際、監督職員が**指示**した事項について、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

1-1-5 工事实績データの作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の**確認**を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-6 監督職員

- 1) 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項とする。
- 2) 監督職員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合は、後日、**書面**により監督職員と受注者

の両者が指示内容等を**確認**するものとする。

1-1-7 工事用地等の使用

- 1) 受注者は、空港用地内に工事用仮設物等の用地を必要とする場合、「空港管理規則」に基づいて監督職員の**承諾**を得たうえで、当該国有財産を管理する空港長の使用承認を得なければならない。
- 2) 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。
- 3) 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 4) 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合は、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型わく又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 5) 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないようにつとめなければならない。
- 6) 受注者は、3)に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の**指示**に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 7) 発注者は、3)に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合は、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-8 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降 45 日以内とするものとする。なお、工事の着手には、現場事務所設置等の準備工も含むものとする。

1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- 2) 下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間

中でないこと。

- 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1-1-10 施工体制台帳及び施工体系図の作成

- 1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に**提出**しなければならない。なお、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・**提出**するものとする。

- 2) 受注者は、国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者等が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

- 3) 1) の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び1) の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)

- 4) 1) の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-11 受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

1-1-12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に

協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-13 調査・試験

- 1) 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。
また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。
- 2) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に**通知**するものとする。
- 3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 4) 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合は、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5) 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合は、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 6) 受注者は、当該工事が予決令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

- (2) 受注者は、施工計画書の**提出**に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、すみやかに監督職員に**提出**しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員が**指示**する。
- (4) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合はこれに応じなければならない。なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者へ周知しなければならない。

7) NETIS

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に**報告**するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

- (1) 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成30年5月24日、国官総第38号、国官技第50号、国営施第4号、国総公第10号）による必要な措置をとるものとする。
- (2) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の**提出**を要しない。
- (3) 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に**提出**しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ**提出**しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の**提出**を要しない。

1-1-14 工事の一時中止

- 1) 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合は、受注者に対してあらかじめ**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、1

－ 1－44 「臨機の措置」(P 1-36)により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 契約書第 16 条に規定する工事用地等が確保されない場合
 - (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適當と認めた場合
 - (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- 2) 発注者は、受注者が**契約図書**に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合は、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- 3) 1) 及び 2) の場合は、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1－1－15 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1－1－16 工期変更

- 1) 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更は、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する(本条では以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。
- 2) 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、1) に示す事前協議で工期変更協議の対象であると**確認**された事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 3) 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、1) に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 4) 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、1) に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする

延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

- 5) 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、1) に示す事前協議で工期変更協議の対象であると**確認**された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-17 支給材料及び貸与品

- 1) 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2) 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3) 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給材料精算書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 4) 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の**指示**によるものとする。
- 6) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 7) 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 8) 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 9) 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-18 工事現場発生品

- 1) 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
- 2) 受注者は、1) 以外のもので発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する

場所で監督職員に引き渡さなければならない。

- 3) 受注者は、2) 以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

1-1-19 建設副産物

- 1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂、その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合は、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と**協議**するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督職員に**提示**しなければならない。
- 3) 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、発生土利用基準について（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4) 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。
- 6) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後すみやかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-20 監督職員による検査及び立会

- 1) 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び**立会**を受ける場合、事前に監督職員に**通知**しなければならない。
- 2) 監督職員は、工事が設計図書どおりに行われているかを**確認**するため、必要に応じ工事現場又は製作工場に立入り**立会**、又は資料の**提出**を請求できるものとする。なお、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3) 受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定め

- る事項について、監督職員による施工状況検査を受けなければならない。
- 4) 受注者は、設計図書に定める監督職員の施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質等の**確認**を行い、その結果を整理し監督職員に**提出**しなければならない。
 - 5) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果に基づき出来形、品質、数量等の**確認**を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。
 - 6) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を書類**確認**することができる。この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを**提出**しなければならない。
 - 7) 監督職員による検査及び**立会**に必要な準備、人員及び機材等の提供並びに写真その他資料の整備のための必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で検査及び**立会**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は受注者が負担しなければならない。
 - 8) 監督職員による検査及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
 - 9) 受注者は、契約書の第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1-1-21 数量の算出及び完成図

- 1) 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2) 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
- 3) 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- 4) 工事完成図等に要する費用は、受注者の負担とする。
- 5) 受注者は、工事写真、工事完成図を「工事完成図書の電子納品等要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものとする。電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【工事編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考にする。
- 6) 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質

調査成果電子納品要領（国土交通省）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

1-1-22 工事完成検査

- 1) 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 受注者は、工事完成通知書を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図書等の資料の整理がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3) 発注者は、工事完成検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 4) 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として、契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- 5) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合は受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
- 6) 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完成の**確認**の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
- 7) 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-20「監督職員による検査及び立会」7) (P 1-13) の規定を準用する。

1-1-23 既済部分検査等

- 1) 既済部分検査
 - (1) 受注者は、契約書第 38 条に規定する「出来形部分等」の検査を受ける場合、契約書第 32 条の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係わる出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料」と読み替えるものとする。
 - (2) 発注者は既済部分検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

(3) 既済部分の検査において検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書及び確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア) 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ) 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等

(4) 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、(3) の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(5) 受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-20「工事完成検査」5) (P 1-15) の規定に従うものとする。

(6) 受注者は、当該既済部分検査については、1-1-20 監督職員による確認及び立会」7) (P 1-13) の規定を準用する。

2) 指定部分検査

(1) 受注者は、契約書第 39 条に規定する「指定部分」の検査を受ける場合は、契約書第 32 条の規定を準用する。

(2) 受注者は、契約書第 39 条に基づき、「指定部分完成検査」を受ける場合は、1-1-22「工事完成検査」(P 1-15) を準用するものとし、この場合について、「工事」とあるのは「指定部分に係わる工事」と「工事目的物」とあるのは「指定部分に係わる工事目的物」と読み替えるものとする。

3) 中間前払い

受注者は、契約書第 35 条第 3 項に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定請求書を支出負担行為担当官等に提出し、内容の確認を受けなければならない。

1-1-24 部分使用

1) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

2) 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合は、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-25 施工管理

1) 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2) 受注者は、国土交通省航空局が定める「空港土木工事施工管理基準及び規格値」及び設計図書に定められた項目、方法、頻度、規格値により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録

及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。なお、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」及び写真管理基準が定められていない工種又は項目については、監督職員と**協議**のうえ、施工管理、写真管理を行うものとする。

3) 設計図書に示す試験方法は国内規格によるが、受注者は監督職員が**承諾**する国内規格と同等の他の規格による試験方法を使用することができる。

4) 監督職員は、以下に掲げる場合は、設計図書に示す試験項目及び試験頻度を変更することがある。

この場合は、受注者は監督職員の**指示**に従わなければならない。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

5) 受注者は、工事の施工に伴って独自に試験、研究等を行う場合は、具体的な試験、研究項目及び成果の発表方法について、事前に、監督職員の**承諾**を得なければならない。

6) 受注者は、工事の施工にあたり、以下の記録写真(電子媒体によるものを含む。)を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。

(1) 工事段階ごとの施工状況一般

(2) 完成後、外面から明視できない箇所

(3) その他特に監督職員が**指示**した箇所

撮影の際は、被写体の寸法がわかるように、スケール(巻尺、ポール、箱尺等)を同時に撮影しなければならない。なお、撮影項目、撮影時期、撮影頻度及び写真の整理の方法の詳細については、「空港土木工事施工管理基準及び規格値」の「写真管理基準」の定めによる。

7) 施工管理に要する費用は受注者の負担とする。

8) 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後はすみやかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができるものとする。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図 1-1 を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和 37 年 8 月 30 日付け 道発 372 号 道路局長通達、最新改正平成 18 年 3 月 31 日付け 国道利 37 号・国道国防第 205 号道路局路政

課長、国道・防災課長通達)によるものとする。



図 1-1 標示板の例

- 9) 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓につとめなければならない。
- 10) 受注者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に**通知**しなければならない。
- 11) 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ損傷を与えないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失と認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 12) 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 13) 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

1-1-26 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 受注者は、監督職員の**指示**する様式により、日々の作業内容を記載した作業報告書（工事旬報）を**提出**しなければならない。
- 3) 受注者は、監督職員の**指示**する様式により、**指示、承諾、協議、立会**等に係る監督職員との確認状況を整理した「作業確認書」及び材料検査の経過を整理した「工事材料検査表」を**提出**しなければならない。

1-1-27 工事関係者に対する措置請求

- 1) 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2) 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-28 工事中の安全確保

- 1) 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）」、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2) 受注者は、空港内で工事をする場合、「空港管理規則」及び「航空保安業務処理規程」で定める禁止行為をしてはならない。
- 3) 受注者は、空港の制限区域内に立ち入る場合、「空港管理規則」に基づき手続をしなければならない。
- 4) 受注者は、空港の制限区域内で工事を施工する場合、設計図書の定めに基づき保安要員を配置して、航空機の運航の安全を確保しなければならない。
- 5) 空港の制限区域内における工事車両の入退経路については、監督職員の指示によるものとする。
- 6) 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障をおよぼすなどの施工をしてはならない。
- 7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対して、支障をおよぼさないよう必要な措置を施さなければならない。受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発土受入地、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

- 8) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 9) 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 10) 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 11) 受注者は、必要に応じて工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化につとめるものとする。なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を**提出**しなければならない。
- 12) 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。
 - (1) 安全活動のビデオ等、視聴覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全教育・訓練等として必要な事項
- 13) 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。
- 14) 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。
- 15) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域については、設計図書の定めに基づき、適切な措置を講じなければならない。
- 16) 受注者は、施工途中における安全施工の確保のため、次の事項について注意しなければならない。
 - (1) 気象状況等に関して、常時十分な注意を払うものとする。また、海上工事の場合は併せて海象状況にも十分注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。
 - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急

措置を行った後、十分注意して行う。

- 17) 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 18) 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 19) 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講ずる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合は、受注者はこれに従うものとする。
- 20) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- 21) 受注者は、事故又は災害が発生した場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に電話にて状況を連絡し、その後**通知**をしなければならない。
- 22) 受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。
- 23) 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に**報告**し、その処置については占有者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 24) 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
- 25) 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省平成27年5月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
- 26) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 27) 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、それを使用することができる。

1-1-29 爆発及び火災の防止

- 1) 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を厳守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆破等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督職員の請求があった場合は、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。
 - (2) 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を**提出**しなければならない。
 - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
- 2) 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に**提出**するとともに、当該国有財産を管理する空港長に「一般火気使用承認申請書」を**提出し承諾**を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理につとめなければならない。
 - (3) 工事関係者の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での喫煙等は禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-30 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去する。

1-1-31 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員及び関係官公庁に通報するとともに、監督職員が**指示**する様式で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1-1-32 環境対策

- 1) 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全につとめなければならない。
- 2) 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
- 3) 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合は、受注者は必要な資料を**提示**しなければならない。
- 4) 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 5) 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6) 受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 の建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 28 年 8 月 30 日付け国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**をするものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、**提示**しなければならない。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する

場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省 令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号、最終改正平成22年4月1日付け国総施第225号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表 1-1-1

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中建設機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5W以上260kW以下） を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-2

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7) 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

- 8) 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができるものとする。
- 9) 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号。「グリーン購入法」という。）」第 6 条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。
- 10) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**する。
- また、その調達実績の集計結果を監督職員に**提出**するものとする。なお、集計及び**提出**の方法は、設計図書及び監督職員の**指示**による。
- 11) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

1-1-33 文化財の保護

- 1) 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財等の重要性を十分認識させ、工事中に文化財等を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。
- 2) 受注者は、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-34 交通安全管理

- 1) 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害を与えることのないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害をおよぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

- 2) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他の安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止に努めなければならない。
- 3) 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合は、「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。
- 4) 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（改正平成18年3月31日道路局長通達国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（平成18年4月1日 国関整道管第65号）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 5) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 6) 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合は、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 7) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 8) 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合は本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 9) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止につとめなければならない。

- 10) 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに
取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公
庁に**通知**しなければならない。
- 11) 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じな
ければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに
応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
- 12) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月20
日改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させると
きは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければ
ならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条に
おける制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令
和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しな
ければならない。

表 1-2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当 該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t）、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合はその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合はこのけん引されている車両を含む。

1-1-35 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規

定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-36 諸法令の遵守

1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

(1) 会計法	(令和元年5月改正 法律第16号)
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第13号)
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)
(8) 雇用保険法	(令和3年6月改正 法律第58号)
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正 法律第14号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)
(14) 道路法	(令和3年3月改正 法律第9号)
(15) 道路交通法	(令和2年6月改正 法律第52号)
(16) 道路運送法	(令和2年6月改正 法律第36号)
(17) 道路運送車両法	(令和3年5月改正 法律第37号)
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)
(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(20) 河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)
(21) 海岸法	(平成30年12月改正 法律第95号)
(22) 港湾法	(令和2年6月改正 法律第49号)
(23) 港則法	(令和3年6月改正 法律第53号)
(24) 下水道法	(令和3年5月改正 法律第31号)
(25) 航空法	(令和3年6月改正 法律第65号)
(26) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正 法律第51号)
(27) 軌道法	(平成2年6月改正 法律第41号)
(28) 森林法	(平成2年6月改正 法律第41号)
(29) 環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)
(30) 火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(31) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正 法律第39号)
(32) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)

- | | | |
|-------------------------------|-----------------|------------|
| (33) 水質汚濁防止法 | (平成 29 年 6 月改正 | 法律第 45 号) |
| (34) 湖沼水質保全特別措置法 | (平成 26 年 6 月改正 | 法律第 72 号) |
| (35) 振動規制法 | (平成 26 年 6 月改正 | 法律第 72 号) |
| (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (令和元年 6 月改正 | 法律第 37 号) |
| (37) 文化財保護法 | (令和 3 年 4 月改正 | 法律第 22 号) |
| (38) 砂利採取法 | (平成 27 年 6 月改正 | 法律第 50 号) |
| (39) 電気事業法 | (令和 2 年 6 月改正 | 法律第 49 号) |
| (40) 消防法 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 36 号) |
| (41) 測量法 | (令和元年 6 月改正 | 法律第 37 号) |
| (42) 建築基準法 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 44 号) |
| (43) 都市公園法 | (平成 29 年 5 月改正 | 法律第 26 号) |
| (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 37 号) |
| (45) 土壌汚染対策法 | (平成 29 年 6 月改正 | 法律第 45 号) |
| (46) 駐車場法 | (平成 29 年 5 月改正 | 法律第 26 号) |
| (47) 海上交通安全法 | (令和 3 年 6 月改正 | 法律第 53 号) |
| (48) 海上衝突予防法 | (平成 15 年 6 月改正 | 法律第 63 号) |
| (49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 43 号) |
| (50) 船員法 | (令和 3 年 6 月改正 | 法律第 75 号) |
| (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | (平成 30 年 6 月改正 | 法律第 59 号) |
| (52) 船舶安全法 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 43 号) |
| (53) 自然環境保全法 | (平成 31 年 4 月改正 | 法律第 20 号) |
| (54) 自然公園法 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 29 号) |
| (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 37 号) |
| (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 36 号) |
| (57) 河川法施行法 | (平成 11 年 12 月改正 | 法律第 160 号) |
| (58) 技術士法 | (令和元年 6 月改正 | 法律第 37 号) |
| (59) 漁業法 | (令和 3 年 5 月改正 | 法律第 47 号) |
| (60) 漁港漁場整備法 | (平成 30 年 12 月改正 | 法律第 95 号) |
| (61) 空港法 | (令和元年 6 月改正 | 法律第 37 号) |
| (62) 計量法 | (平成 26 年 6 月改正 | 法律第 69 号) |
| (63) 厚生年金保険法 | (令和 3 年 6 月改正 | 法律第 66 号) |
| (64) 航路標識法 | (令和 3 年 6 月改正 | 法律第 53 号) |
| (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 | (平成 26 年 6 月改正 | 法律第 69 号) |

- (66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)
- (67) 職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (68) 所得税法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
- (69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (70) 船員保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (71) 著作権法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)
- (72) 電波法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)
- (75) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)
- (79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)

- 2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者におよばないようにしなければならない。
- 3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが 1) の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合は直ちに監督職員に**報告**し、その**確認**を請求しなければならない。

1-1-37 官公庁等への手続等

- 1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に**報告**しなければならない。
- 4) 受注者は、諸手続にかかる許可、**承諾**等を得たときは、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。

- 6) 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないようにつとめなければならない。
- 7) 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。なお、受注者は、対応等に関しては監督職員に**報告**しなければならない。
- 8) 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 9) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1-1-38 作業時間

- 1) 受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した**書面**によって監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-39 工事測量

- 1) 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の**指示**を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないようつとめなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**報告**し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 3) 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 4) 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督

職員に**報告**し**指示**に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

- 5) 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 6) 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。

1-1-40 提出書類

受注者は、提出書類を「付録-3 提出書類様式集」に基づき、監督職員等に**提出**するものとし、これに定めのないものは、監督職員等の**指示**する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と**協議**するものとする。

1-1-41 不可抗力による損害

- 1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合は、直ちに工事災害通知書により監督職員に**報告**するものとする。
- 2) 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15 m/秒以上あった場合
 - (3) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80 mm以上
 - イ) 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20 mm以上
 - ウ) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150 mm以上
 - エ) その他設計図書で定めた基準
 - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪、竜巻に起因する場合
周辺の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害をおよぼしたと認められる場合
- 3) 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものを

いう。

1-1-42 特許権等

- 1) 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等に対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき、発注者が求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督職員と協議しなければならない。
- 2) 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3) 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-43 保険の付保及び事故の補償

- 1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない
- 2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。
また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
- 4) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事を施工する場合、使用する陸上建設機械等及びその作業員並びに作業船及びその乗組員について、設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
- 5) 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
- 6) 受注者は、樹木及び地被植物を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。

- 7) 受注者は、空港維持・修繕工事において、車両の貸与を受ける場合は、設計図書のためにより車両保険を付保しなければならない。
- 8) 契約書の「火災保険等」に規定する火災保険及びその他の保険の付保は任意とする。
- 9) 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

1-1-44 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、緊急でやむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合は、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
- 2) 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、及びその他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-45 創意工夫

受注者は、工事において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出することができる。

1-1-46 受注者の責任及び義務

- 1) 受注者は、発注者が工事の書面による最終の引渡しを受けるまでは、工事の目的物を自らの負担で管理し、その責任を持たなければならない。
- 2) 受注者は、発注者又は監督職員が設計図書の変更を指示したときは、契約書第18条の規定に基づくほかは、その変更を理由として工事の中止を請求することはできない。

1-1-47 主任技術者等の資格

- 1) 受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。なお、以下に示す「主任技術者（監理技術者）資格表」の資格を有する者でなければならない。
- 2) 受注者は、工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合は、「指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者を配置しなければならない。
- 3) 2)により配置された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者

証を提示しなければならない。

主任技術者（監理技術者）資格表

空港土木工事について下表を適用する。

契約予定金額の範囲	資 格 基 準
1 億 6,000 万円以上の工事	次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法による技術検定（以下「技術検定」）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
6,000 万円以上 1 億 6,000 万円未満の工事	次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄のロに掲げる者

1-1-48 受注者の異議申立書の提出

- 1) 受注者は、監督職員からの指示に異議がある場合は、指示を受けた日から 7 日以内に、監督職員に対し書面により異議申立をすることができる。
- 2) 1) の異議申立書の提出があった場合は、監督職員と受注者はその異議申立事項について協議する。
- 3) 受注者は、1) の異議申立書を提出したことを理由に、工事を中止してはならない。
- 4) 受注者が、1) の規定により異議申立書を監督職員に提出しなかった場合は、監督職員によるすべての指示に受注者が合意したものとみなす。

1-1-49 空港工事の留意点

1) 総則

(1) 一般

空港工事には、空港を新設する場合と、供用中の空港を改良整備、維持修繕する場合とがある。

改良整備、維持修繕する場合は、空港法などの諸規定を遵守し、航空機の運航の安全を確保し、慎重に施工しなければならない。

(2) 空港工事の特殊性

空港工事では、航空機の運航の安全確保が最優先される。

このため、航空法などの関係法規で制限表面の遵守や制限区域における工事の実施にかかる規定などが定められており、これらの規定に抵触しないよう空港工事を実施しなければならない。

(3) 空港工事の留意点

空港工事を実施する場合は、次の点に留意しなければならない。

- ア) 航空機の運航の安全を確保する。
- イ) 航空保安施設への影響を極力少なくする。
- ウ) その他空港の施設や空港の運用への影響を少なくする。

2) 空港工事に関する諸規程

(1) 航空法

空港工事を行う場合は、航空法第 49 条（物件の制限など）が遵守されなければならない。

航空法第 49 条では制限表面として進入表面、転移表面、水平表面などを規定しており、これらの表面の上に出る物件の設置を禁止している。

(2) 空港管理規則

空港工事を実施するため制限区域内に立入る場合などにおいては、空港管理規則に従わなければならない。

(3) 航空保安業務処理規程

航空保安業務処理規程は、全 13 編から成り立ち、このうち主に次の規程が、空港の工事に適用される。

- ア) 第 4 運航情報業務処理規程
- イ) 制限区域内工事実施指針
- ウ) 除雪作業実施指針
- エ) 第 12 警備業務処理規定

3) 空港工事に伴う諸手続き

(1) 運航制限に必要な手続き

工事の実施に伴い、運航制限が必要となる場合には、制限区域内工事実施指針の規定により、所要の手続きを行い、円滑な工事の実施に支障をきたさないようにしなければならない。

(2) 航空情報発行手続き

空港工事の実施に伴い運航制限が必要となる場合には、航空法第 99 条の規定により、ノータムなどの航空情報が発行される。

航空情報の発行手続きは、航空保安業務処理規程第 4 運航情報業務処理規程に従わなければならない。

(3) 制限区域内立入許可手続き

制限区域内立入許可（承認）に関する手続きなどには、航空保安業務処理規程第4 運航情報業務処理規程が適用される。

(4) 仮設用地などの一時使用手続き

空港内に工事用の仮設用地を必要とする場合、空港事務所の使用承認を得なければならない。

この場合には、空港管理規則の規定にしたがって一時使用の手続きをとらなければならない。

4) 制限区域内における工事の実施

(1) 工事实施に必要な保安措置

制限区域内における工事の実施にあたっては、制限区域内工事实施指針による保安措置を講じなければならない。

(2) 工事の実施

制限区域内での工事は、航空機の運航の安全確保と工事の安全管理に十分留意して、制限区域内工事实施指針により工事を実施しなければならない。

5) 空港工事における安全対策など

(1) 安全対策

供用中の空港で工事を行う場合の最も重要なことは、航空機の運航の安全を図りながら、工事を安全に実施することである。このためには、通常行われる工事の安全対策に加えて、空港の特殊性からくる安全対策に十分留意しなければならない。

(2) 事故発生時の措置

空港工事において事故が発生した場合には、ただちに関係機関へ通報し、適切な措置をとらなければならない。

また、その原因を明らかにし、事故の再発防止に努めなければならない。

(3) 工事中の災害の防止

工事中における災害の主なものとして、次に示すものがある。

ア) 台風、イ) 豪雨、ウ) 波浪、エ) 地震、オ) その他不測の事態

これらの災害については、日頃からその対策を研究し、工事中の災害の防止に努めなければならない。

1-1-50 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- 3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが**確認**された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と**協議**しなければならない。

1-1-51 情報管理体制

1. 受注者は、本工事で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を**提出**し、再度発注者の同意（情報管理体制の変更同意について）を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本工事で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該工事の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本工事で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する施工体制を有していること。
 - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本工事で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
2. 本工事で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
 3. 工事施工完了後における本工事で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の**指示**に従うこと。
 4. 本工事で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、工事の施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ**報告**すること。なお、国土交通省が行う**報告**徴収や調査に必ず応じること。

1-1-52 情報ネットワークの活用

（施工管理に関する情報化）

1. 提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（工事帳票管理システム）を利用するものとする。
2. システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。

(電子納品)

3. 「**工事完成図書**」は、「工事完成図書の電子納品等要領」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) で2部**提出**しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rでの**提出**については、監督職員と**協議**のうえ、決定する。
4. 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき**提出**しなければならない。

